

(別紙 2)

映像アーカイブ事業認定委員会規約

令和 3 年 5 月 7 日

一般財団法人 3.11 伝承ロード推進機構

代表理事 今 村 文 彦

(目的)

第 1 条 映像アーカイブ事業認定委員会（以下、「認定委員会」という。）は、東日本大震災等における復旧・復興の記録を次世代に確実に伝承するために、発災以降、様々な活動を行った建設会社等の活動実績を映像によるアーカイブ事業として 3.11 伝承ロード推進機構（以下、「機構」という。）が認定するための審査を行う。

(委員)

第 2 条 認定委員会は機構の理事及び監事から若干名の委員をもって構成する。

- 一 委員長は代表理事として、委員を理事・監事から 2 名指名する。
- 二 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

(業務)

第 3 条 認定委員会は、目的を達成するために以下の業務を行う。

- 一 申請者からの求めに応じ、機構が作成した映像について、第 1 条（目的）に合致した内容の確認を行う。
- 二 確認がとれた映像については、速やかに機構、申請者に報告するものとする。
- 三 理事会への報告 委員長は、理事会の開催時に認定結果を報告する。
- 四 登録 認定証が交付された映像については、機構が認定作品として登録し、これを公表する。

(その他)

第 4 条 本規約等の定めのない事項について、疑義等が生じた場合は委員会の議を経て、理事会に報告するものとする。

附則

(施行期日) この規定は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。